

令和7年11月11日

東京都知事 小池 百合子様

社会福祉法人東京都社会福祉協議会
保育部会部会長 下竹 敬史

令和8年度保育関係予算への要望について

東京都の保育施策につきましては、平素より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。これまで、新型コロナウイルス感染症対策や保育士確保、さらには保育の量と質両面にわたる充実に向けた取組を進めていただき、重ねて御礼申し上げます。

保育現場では、感染症や災害への備えを継続しつつ、子どもたちの健やかな成長を支える質の高い保育を日々工夫しております。しかし、物価高騰による建築資材・人件費の上昇や、少子化による需要変化・園児数減少など、新たな課題も顕在化しております。加えて、ICT活用や気候変動対策といったテーマも避けられない課題となっております。

都内では区市町村により保育ニーズが多様化していますが、私ども保育部会としては、子どもの最善の利益を守る保育の実現に向け、現場の声を踏まえて取り組んでまいります。

つきましては、東京都におかれましても、保育施策のさらなる充実に向け、下記要望事項へのご配慮をお願い申し上げます。

記

1. 保育の質の向上と人材確保に向けた業務改善について

(1) 保育の質の向上

平成30年の保育所保育指針改定においては、特に低年齢児保育の重要性が強調されました。しかし、保育士配置基準は昭和23年の制定以来、十分な見直しがなされておらず、現行基準は多様化・高度化する現場の実態に対応できておりません。そのため、質の高い保育を提供する園ほど、独自に基準を超える職員配置を行わざるを得ない状況にあります。さらにまた、保育の質を高めるためには、日々の実践を振り返り、職員間で検討を行う「ノンコンタクトタイム」を確保することが不可欠であり、その実現のためにも増配置が必要です。さらに、安全や健康の管理、食育など保育士以外の専門職に

よる支援も、これまで以上に不可欠となっています。こうした園が持続的に運営できるよう、加算制度など支援策の拡充を要望いたします。

（２） 宿舍借上げ制度の継続

全国的な課題である保育士不足への抜本的な対策が急務です。処遇改善・研修制度の充実、離職防止施策の強化に加え、若手保育士の確保に効果を上げてきた宿舍借上げ支援制度の継続と拡充を強く要望いたします。現在、国の制度は縮小傾向にあり、このままでは採用難や離職増加を招くことが懸念されます。したがって、宿舍借上げ支援制度は、安定的に人材を確保するための極めて重要な施策として位置づけ、後退させるのではなく、むしろ継続的かつ拡充的に運用していただきたいと存じます。

（３） ICT 整備及び更新

記録業務や補助金申請など事務負担は年々増えており、特に小規模法人では園長や主任保育士が兼務する例も多くあります。ICT の導入で効率化は進んでいますが、維持管理やセキュリティ、人材確保に新たな費用が発生しています。今後は、ICT 整備及び更新への補助や専門事務職員配置への支援が不可欠です。

2. 子どもの生命と安全を守るための環境整備について

（１） 災害対応

自然災害の激甚化や社会的リスクの多様化に伴い、園児の生命と安全を守る環境整備は喫緊の課題です。避難訓練や安全設備の充実に加え、ICT を活用した情報伝達体制の強化、さらには非常時においても保育を継続できる体制を確保するため、各施設においてBCP（業務継続計画）の作成が進められています。こうした取り組みを実効性のあるものとするためにも、現場の防災・安全管理体制を支援する仕組みの構築が求められます。しかし、公定価格で措置されている施設強化推進費は、施設規模にかかわらず一律16万円にとどまっており、実際の費用をまかなうには大きく不足しています。そこで、不足分を補うために、東京都独自の補助制度によるご支援をお願い申し上げます。

（２） 夏季保育の充実

気候変動の影響による猛暑の頻発は、子どもの体力低下等が深刻な課題となっています。コロナ禍以降、子どもの体力低下は顕著となっており、屋外活動の機会減少や生活習慣の変化が大きな要因とされています。近年は猛暑のために屋外活動が制限されることも多く、子どもたちが十分に身体を動かす機会を確保しにくい状況にあり、体力や運動能力の低下は日常的な安全確保の観点からも懸念されます。

こうした状況を踏まえ、熱中症対策と体力向上の両面に資する環境整備が不可欠です。屋外では遮光設備やミスト設備の設置、屋内では空調を備えた運動スペースの確保など、季節を問わず子どもが安心して身体を動かせる場の整備を支援する制度が強く求められます。

（３）安全管理

近年導入が進む体動センサー見守りカメラについても、安全性を確保するためには定期的な点検・更新が欠かせません。機器の劣化や性能低下に備え、交換時期を見据えた計画的な更新が可能となるよう、国や自治体による補助や支援制度の一層の充実が必要です。

３．地域格差や定員割れ保育所に対する新たな支援制度について

（１）定員未充足について

少子化の進行およびコロナ禍による「預け控え」の影響により、定員未充足の保育所が増加している現状があります。令和６年においても出生数・出生率は７０万人を割り込み、今後も入所児童数の減少は避けられない状況にあります。しかしながら、定員割れの状況にある場合であっても、急な転居や産休・育休明けの職場復帰等に柔軟に対応できる保育所機能は、地域における育児支援の基盤として不可欠な社会資源です。特に、配置基準を上回る職員を確保し、質の高い保育を維持している園ほど、児童数減少に伴う収入減の影響を強く受けているのが実態です。このままでは、持続的に安定した保育提供体制を維持することが困難となる恐れがあります。したがって、児童数の変動に左右されず、一定の財政基盤を確保できる「定員定額制」等の新たな補助制度の創設が急務であります。

（２）地域格差について

区部と市部をはじめとする地域間での人口動態や需要の差に起因する保育所運営の格差は深刻化しており、地域格差の是正が強く求められます。さらに、新規に創設された「事務負担軽減事業」においても、区市町村に負担割合が設けられているため、施設側が望んでも補助を受けられない地域が存在するのが現状です。こうした不公平を是正し、すべての地域で均等に支援を受けられるよう取組が必要であると考えます。